

フェリー秋田航路貨物お試し利用促進助成事業実施要綱

1 趣旨

新規需要の開拓及びモーダルシフト等を進めることにより、フェリー秋田航路の利用促進を図るとともに、ドライバー不足や環境対策をはじめとした運輸業界の課題に対応するため、フェリー秋田航路を利用して新たな貨物を輸送する場合、又は他の輸送手段から変更しフェリーを利用して貨物を輸送する場合の経費について、その一部を助成する。

2 実施期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間

3 対象事業者

フェリー秋田航路を利用して貨物輸送を行う運送事業者及び荷主等

4 対象とする車両等

- (1) 全長が6m以上の事業用トラック及び無人航送用シャーシ
- (2) その他会長が必要と認める車両等

5 新規需要等の要件

- (1) フェリー秋田航路を利用し、新たな貨物を輸送する場合
- (2) 従前の輸送手段を変更し、フェリー秋田航路を利用し、貨物を輸送する場合

6 助成額

新規需要等に係るフェリー運賃等のうち、実施期間内にトラック等を輸送する場合、1台当たり2万円（1事業者10万円を上限）とし、かつ、予算の範囲内で助成する。

なお、2年以上連続して助成を受ける事業者の場合は、2年目以降は5台以上の利用を要件とする。

7 申請等

- (1) 事業者は、様式第1号及び第2号により秋田県環日本海交流推進協議会長（以下「会長」という。）へ申請書等を提出するものとする。
- (2) 会長は、新日本海フェリー株式会社に確認を行った上で適当と認める場合は、様式第3号により承認し、事業者へ通知するものとする。
- (3) 事業者は、事業を完了したときは、様式第4号に輸送実績を確認できる書類を添付の上、事業の完了の日から30日以内又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに会長に提出するものとする。
- (4) 会長は、実績を確認し助成金を確定するとともに、様式第5号により事業者へ通知するものとする。
- (5) 事業者は、助成金の確定通知を受けたときは、遅滞なく様式第6号による請求書を提出するものとする。
- (6) 会長は、助成金請求書を受理したときは、遅滞なく助成金を支払うものとする。

8 その他

この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。ただし、令和3年4月1日以降でこの要綱の施行前に実施した輸送について実績を確認できる場合は、これを認める。